

農林漁業体験民宿を営む皆様へ



“まちむら交流きこう”に登録しませんか？

農林漁業体験民宿の登録制度のご紹介

平成6年に制定された「農山漁村余暇法(略称)」に基づき、日本におけるグリーン・ツーリズムの拠点として農林漁業・農山漁村文化等の体験を提供できる宿泊施設(農林漁業体験民宿)に登録する制度です。

まちむら交流きこうは、農林水産大臣の定める登録実施機関として、農林漁業体験民宿業者に係る登録業務を実施しています(令和5年3月末現在:全国約260軒)。

<登録基準>

農山漁村滞在型余暇活動に必要な**役務(農林漁業・農山漁村文化等の体験)**を提供できること

利用者の生命又は身体について損害が生じた場合、その損害をてん補する**保険契約又は共済契約を締結**していること

地域の農林漁業者と調和が図られていること

近年、農山漁村の住民や移住者(地域おこし協力隊OB等)が地域の空き家や古民家を改修してゲストハウスにしたり、自宅の空き部屋等を利用する等、農林漁業体験民宿を開業する事例が多く見られます。

体験型ゲストハウスdanon(愛知県東栄町)

女将は沖縄県出身の元地域おこし協力隊員
任期終了後、赴任した町で“ゲストハウス”を開業
築150年の古民家を活用したドミトリー(相部屋)方式
食事は“自炊”または“共同調理”が基本
近隣農家の指導による四季折々の農家の暮らしを体験

海人の家 民宿くやま(神奈川県小田原市)

“民宿”をやりたいかった奥様
“漁師”になりたかったご主人
ご夫婦二人の夢を叶えた“一日一組限定”の宿
ご主人が毎朝相模湾で新鮮な魚を捕獲
奥様のご主人が捕ってきた魚を調理して提供



農林漁業体験民宿の登録に係るQ & A

Q1: 宿泊施設の経営者は“農林漁業者”でないと登録できないのか？

A1: いいえ。従来は“農林漁業者”に限定していましたが、平成17年の法改正により、役務(農林漁業・農山漁村文化等の体験)を自らまたは地域の農林漁業者等との連携して提供できる宿泊施設(一般の民宿・旅館・ホテル・民泊、廃校を活用した宿泊施設等)でも登録できます。

Q2: 農山漁村文化等の体験とは？

A2: 農林水産物の加工または調理の体験指導、地域の農林漁業または農山漁村の生活・文化の紹介、農地・森林・漁場の案内等です。

登録の手続き

1. 登録までの流れ



2. 主な申請書類

登録申出書(収入印紙15,000円分を貼付)

登録申出書(PDF形式)を取り出せるURL <https://www.kouryu.or.jp/farm-stay-inn/pdf/toroku.pdf>

旅館業法に基づく「営業許可書」のコピー、又は住宅宿泊事業法規則に規定する「届出番号の通知」のコピー

(有償で食事提供する場合のみ)食品衛生法に基づく「飲食店業営業許可証」のコピー

(船舶で漁撈体験させる場合のみ)遊漁船業法に基づく「都道府県知事からの通知」のコピー

旅館賠償責任保険等の「加入者証」のコピー

3. 初回登録時に納入いただく費用

登録手数料:新規登録者の審査手続き等(2,000円/初回のみ)

標識貸出料:登録標識の貸出料(10,000円/初回のみ)

年会費:登録年度の会費(2,000円/毎年度更新)



登録者に貸し出す標識

登録のメリット

2,000円の年会費のお支払で、以下の基本サービスを提供

1. 貴宿の情報を“ウェブサイト”で公開

当機構の農林漁業体験民宿登録制度の公式サイト

(<https://www.kouryu.or.jp/farm-stay-inn/>)

日本全国の農山漁村の旬の魅力を伝える総合情報サイト「里の物語」

(<https://satomono.jp/>)

の公開は希望者のみ



里の物語

2. 登録により“団体割引”の損害保険に加入

旅館賠償責任保険・参加者傷害保険・指導者賠償責任保険を扱う「グリーン・ツーリズム総合補償制度」への加入(希望者のみ)

グリーン・ツーリズム総合補償制度 (<https://www.kouryu.or.jp/service/insurance.html>)

当機構の公式サイト

詳しくは右のURLのウェブサイトをご覧ください。 <https://www.kouryu.or.jp/farm-stay-inn/>

お問い合わせ先

一般財団法人 都市農山漁村交流活性化機構(愛称:まちむら交流きこう)

業務第1部 グリーン・ツーリズムチーム 担当:清水・鳴島

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町45番地 神田金子ビル5階

TEL 03-4335-1983 Mail:school@kouryu.or.jp